

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
産業廃棄物収集運搬及び処分		1 後支連補-Z000070
	作 成	令和 7 年 7 月 3 日
	変 更	令和 8 年 9 月 1 日
	作 成 部 隊 等 名	第1 後方支援連隊補給隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、第1 後方支援連隊において実施する産業廃棄物収集運搬及び処分（以下、“処理”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

2 処理に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”（以下、“法”という。）及び“廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令”（以下、“施行令”という。）に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を行う。

2.2 処理の対象

処理の対象となる産業廃棄物は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処理の区分

処理の区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、収集、運搬及び処分とする。

2.4 処理の基準

処理の基準は、次による。

a) 産業廃棄物の処理は、法第12条に規定する産業廃棄物処理基準による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2に規定する特別管理産業廃棄物処理基準による。

2.5 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（マニフェスト。以下、“管理票”という。）の処置は、法第12条の3に規定するところによる。

2.6 使用する機械及び器具

処理に使用する機械及び器具は、調達要領指定書によって指定するものを除き、契約の相手方が準備する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 引渡時期

産業廃棄物の引渡時期は、調達要領指定書によって指定する。

4.2 引渡場所

産業廃棄物の引渡場所は、調達要領指定書によって指定する。

4.3 提出書類

提出書類は、表1によるほか、契約担当官等の定めるところによる。

表1-提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期
1	産業廃棄物収集運搬業許可証及び 産業廃棄物処分業許可証の写し	2部	契約担当官等	契約締結時
2	管理票 ^{a)}	2部	契約担当官等	取得後速やかに。
注 ^{a)} 法に基づくマニフェスト又は電子マニフェストの写し				

4.4 情報保全

保全は、次による。

- a) 練馬駐屯地（以下、“駐屯地”という。）への立入りは、所定の立入手続きを行う。
- b) 駐屯地内の行動（出入門手続き、火気取扱い、作業用通路など）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行い、作業地域外への立入りを禁止する。
なお、やむを得ず作業地域以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行う。
- c) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た情報の管理に万全を期すとともに、別途の利用、その他への公表などは、防衛省の承認なく行ってはならない。また、契約終了後も同様とする。

4.5 安全管理

契約の相手方は、安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど安全管理を徹底し、必要により契約担当官等の指示を受ける。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	65FK1CJ0001
	調達要求年月日	令和 8年 9月10日
	作 成 部 課	第1後方支援連隊補給隊
	作 成 年 月 日	令和 8年 9月 1日
	作 成 者	2等陸曹 石川 拓也
品 名	産業廃棄物収集運搬及び処分	
仕 様 書 番 号	1後支連補-Z000070	

1 処理の対象となる産業廃棄物

処理の対象となる産業廃棄物は、表1による。

表1ー処理の対象となる産業廃棄物

一連番号	品名	予定数量
1	リチウム一次電池	83kg
2	アルカリ一次電池	41kg
3	マンガン一次電池	1kg
4	リチウム二次電池	122kg
5	ニカド二次電池	17kg
6	ニッケル水素二次電池	5kg
7	鉛蓄電池（二次電池） ^{a)}	2kg
注 ^{a)} 特別管理産業廃棄物		

2 引渡時期

引渡時期は、令和8年10月31日を期限とし、細部は、契約担当官等との調整による。

3 引渡場所

引渡場所は、練馬駐屯地とする。

連 絡 先

住 所 : 東京都練馬区北町4-1-1

電話番号 : (代表) 03-3933-1161 (内線) 2848

担当部署名 : 第1後方支援連隊補給隊部品補給小隊